第2回 定 期 総 会 議 事 録

1、日 時

時 令和5年2月6日(月)

2、場 所

中津市役所 3階 会議室

3、出席委員

1番橋本(省)委員、2番坪根委員、3番高倉委員、4番白木原委員、5番與委員、6番田畑委員、8番中原委員、9番石川委員、10番田上委員、11番松田委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番梶原委員、15番村上委員、最適化推進委員 20名(廣津、長谷川、宮瀬、黒土、濱田、武信、村本、浦野、岡﨑、尾家、加藤、岩渕、北山、髙橋、鷹﨑、北村、基、江島、苅北、新谷)

4、欠席委員

7番多村委員、最適化推進委員(前田推進委員、井上推進委員)

5、事務局

用松局長、井倉次長、桑島次長、井上

6、議 題

別紙議案書のとおり。

7、開 会

午前9時30分 開会を宣する。

8、署名委員

6番田畑委員、12番百留委員

用松局長

それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中14名の出席であります。農業委員会に関する法律第20条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。

議 長 (中原会長)

それでは、只今より令和5年第2回定期総会を開催致します。

議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

議 長

それでは、議事録署名委員を6番田畑委員、12番百留委員にお願いします。よろしくお願いします。

議案審議

議第1号

農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について

議長

議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について事務局から1番の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議 長

それでは、1番について、調査の報告を白木原委員にお願いします。

4番(白木原)

(1番の申請地の場所について説明)

1番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が5条申請をするとのことでございます。

議長

ただいま、1番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、 異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。 それでは2番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議長

それでは、2番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。

6番(田畑)

(2番の申請地の場所について説明)

2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約 で間違いありません。解約後は貸人が3条申請をするとのことでござい ます。

議 長

ただいま、2番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、2番について当委員会は承認と致します。 それでは3番から4番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議長

それでは、3番から4番について、調査の報告を浦野推進委員にお願いします。

浦野推進委員

(3番の申請地の場所について説明)

3番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約

で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定するとのことでございます。

(4番の申請地の場所について説明)

4番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定するとのことでございます。

議長

ただいま、3番から4番について、調査の報告が浦野推進委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、3番から4番について当委員会は承認と致します。 それでは5番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井倉) 議案朗読

議 長 それでは、5番について、調査の報告を尾家推進委員にお願いします。

尾家推進委員 (5番の申請地の場所について説明)

5番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約 で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定するとのことでござ います。

議 長 ただいま、5番について、調査の報告が尾家推進委員よりありました が、異議はございませんか。

全委員(異議なし)

議 長 異議なしと認め、5番について当委員会は承認と致します。 それでは6番から8番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井倉) 議案朗読

それでは、6番から8番について、調査の報告を北村推進委員にお願いします。

北村推進委員

(6番の申請地の場所について説明)

6番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約 で間違いありません。解約後は貸人が自作をするとのことでございます。

(7番の申請地の場所について説明)

7番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約 で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定するとのことでござ います。

(8番の申請地の場所について説明)

8番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定するとのことでございます。

議 長

ただいま、6番から8番について、調査の報告が北村推進委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、8番について当委員会は承認と致します。

9番の審議に入る前に村上委員が会議規則第10条の議事参与の制限 に抵触しますので一時退室をお願いします。

村上委員、退室

議 長

それでは9番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議 長

それでは、9番について、調査の報告を苅北推進委員にお願いしま す。

苅北推進委員

(9番の申請地の場所について説明)

9番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約 で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定するとのことでござ います。 議 長 ただいま、9番について、苅北推進委員から調査の報告がありました

が、異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、9番について当委員会は承認と致します。

村上委員は入室してください。

村上委員、着席

議 長 それでは10番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井倉) 議案朗読

議 長 それでは、10番について、調査の報告を村上委員にお願いします。

15番(村上) (10番の申請地の場所について説明)

10番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定するとのことでご

ざいます。

議 長 ただいま、10番について、調査の報告が村上委員よりありましたが、

異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、10番について当委員会は承認と致します。

議案審議

議第2号 農用地利用集積計画(案)について

議 長 議第2号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、私と尾家推 進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席

します。坪根委員、よろしくお願いします。

中原委員、尾家推進委員、退室

議長代理(坪根) 中原会長が議事参与ということで、代わって議長を務めさせていただ

きます。それでは、農政振興課担当より説明をお願いします。

農政振興課

(農政振興課 担当 説明)

(田中)

議長代理 (坪根)

ただいま、農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興 課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長代理 (坪根)

異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認といたします。

中原委員、尾家推進委員、入室してください。

中原委員、尾家推進委員、着席。

議長

それでは、議第2号農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、 農政振興課担当より説明をお願いします。

農政振興課

(農政振興課 担当 説明)

長

(田中)

ただいま、農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興 課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。

全委員

議

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の所有権移転については承認といたします。

議案審議

議第3号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について

議長

議第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。

橋本委員、退室

議 長

それでは、1番より議案の説明をお願いします。

事務局(井倉) 議案朗読

議 長 それでは、1番について、調査の報告を廣津推進委員にお願いします。

廣津推進委員 (1番の申請地の場所について説明)

1番について報告いたします。 双方確認の結果、交換で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。

議 長 ただいま、1番について、調査の報告が廣津推進委員よりありました が、異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。

橋本委員は入室してください。

橋本委員、着席

議 長 それでは、2番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井倉) 議案朗読

議 長 それでは、2番について、調査の報告を白木原委員にお願いします。

4番(白木原) (2番の申請地の場所について説明)

2番について報告いたします。双方確認の結果、生前一括贈与で間違いありません。生前一括贈与となりますので、所有地と申請面積に同じ値が入っております。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。

議 長 ただいま、2番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、 異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。

それでは、3番から4番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井倉) 議案朗読

議 長 それでは、3番から4番について、調査の報告を多村委員にお願いしま

7番(多村) (3番の申請地の場所について説明)

3番について報告いたします。双方確認の結果、贈与で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。

(4番の申請地の場所について説明)

4番について報告いたします。 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。

議 長 ただいま、3番から4番について、多村委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、3番から4番について当委員会は許可と致します。 それでは、5番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井倉) 議案朗読

議 長 それでは、5番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。

6番(田畑) (5番の申請地の場所について説明)

5番について報告いたします。 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。

議 長 ただいま、5番について、田畑委員より調査の報告がありましたが、異 議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長

異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。

それでは、6番から7番について事務局より説明をお願いします。

全委員

議案朗読

議長

それでは、6番から7番について、調査の報告を百留委員にお願いします。

12番(百留)

(6番の申請地の場所について説明)

6番について報告いたします。 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。

(7番の申請地の場所について説明)

7番について報告いたします。 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。

議 長

ただいま、6番から7番について、百留委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、6番から7番について当委員会は許可と致します。 それでは、8番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議長

それでは、8番について、調査の報告を梶原委員にお願いします。

14番(梶原)

(8番の申請地の場所について説明)

8番について報告いたします。 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。

議 長

ただいま、8番について、梶原委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。

議案審議

議第4号

農地転用事業計画変更申請に関する件について

議 長

議第4号農地転用事業計画変更申請に関する件について1番から事務 局説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議 長 1番について現地調査の報告を坪根委員にお願いします。

2番 (坪根)

(1番の申請地の場所について説明)

1番について報告します。令和3年10月に5条許可済の案件です。4 区画から7区画の造成に変更です。詳しくは議題6号2番にて報告致し ます。

議 長

> ただいま、1番について、坪根委員より調査の報告がありましたが、異 議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。

議案審議

議

議第5号 長

農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件につい

て、1番より議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議 長 1番について現地調査の報告を百留委員にお願いします。

12番(百留)

(1番の申請地の場所について説明)

1番について報告します。転用目的は、植林地です。ご審議よろしくお 願いします。

議 長

ただいま、1番について、調査の報告がよりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。

議案審議

議第6号

長

議

農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について

議第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。

橋本委員、退室

議長

1番より議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議長

それでは、1番について調査の報告を廣津推進委員にお願いします。

廣津推進委員

(1番の申請地の場所について説明)

1番について報告します。転用目的は、駐車場用地です。雨水排水は自然浸透させ、オーバーフロー分は市道側溝に放流します。境界もはっきり しており特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいま、1番について、調査の報告が廣津推進委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室してください。

橋本委員、着席

議 長

それでは、2番から3番について、事務局より議案の説明をお願いしま

す。

事務局(井倉)

議案朗読

議 長

それでは、2番から3番について調査の報告を坪根委員にお願いします。

2番 (坪根)

(2番の申請地の場所について説明)

2番について報告します。転用目的は、宅地分譲用地(7区画)です。 生活排水は下水道に接続します。雨水排水は水路に放流します。周囲の農 地の同意は得ています。ご審議よろしくお願いします。

(3番の申請地の場所について説明)

3番について報告します。転用目的は、農業用倉庫敷地拡張用地です。 ご審議よろしくお願いします。

議 長

ただいま、2番から3番について、調査の報告が坪根委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、2番から3番について当委員会は許可と致します。 4番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限 に抵触しますので一時退室をお願いします。

橋本委員、退室

議 長

それでは、4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議長

それでは、4番について、調査の報告を長谷川推進委員にお願いします。

長谷川推進委員

(4番の申請地の場所について説明)

4番について報告します。転用目的は、賃貸共同住宅用地(2棟)です。 生活排水は下水道に接続します。雨水排水は水路に放流します。境界もは っきりしており特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いし ます。

議 長

ただいま、4番について、調査の報告が長谷川推進委員よりありました が、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室してください。

橋本委員、着席

長 議

それでは、5番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議 長 それでは、5番について、調査の報告を多村委員にお願いします。

7番(多村)

(5番の申請地の場所について説明)

5番について報告します。転用目的は、宅地分譲用地(8区画)です。 生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に北側水路に放流 します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。ご審議よ ろしくお願いします。

長 議

ただいま、5番について、調査の報告が多村委員よりありましたが、異 議はございませんか。

全委員

(異議なし)

長 議

異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。 それでは、6番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議 長 それでは、6番について、調査の報告を武信推進委員にお願いします。

武信推進委員

(6番の申請地の場所について説明)

6番について報告します。転用目的は、店舗用地です。生活排水は合併

処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に隣接する道路側溝に放流します。 境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。ご審議よろしく お願いします。

議 長

ただいま、6番について、調査の報告が武信推進委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。

7番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限 に抵触しますので一時退室をお願いします。

橋本委員、退室。

議長

それでは、7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議 長

それでは、7番について、調査の報告を村本推進委員にお願いします。

村本推進委員

(7番の申請地の場所について説明)

7番について報告します。転用目的は、駐車場用地です。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議長

ただいま、7番について、調査の報告が村本推進委員よりありました が、異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室してください。

橋本委員、着席

議 長

それでは、8番について事務局より説明をお願いします。

事務局(井倉)

議案朗読

議 長 それでは、8番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。

6番(田畑) (8番の申請地の場所について説明)

8番について報告します。転用目的は、一般住宅用地です。ご審議よろ しくお願いします。

しくお願いします。

議 長 ただいま、8番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異

議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。

議案審議

議第7号 非農地証明について

議 長 議第7号の非農地証明願に関する件について、1番より議案の説明を

お願いします。

事務局(井倉) 議案朗読

議 長 ただいま非農地証明願いに関する件について、事務局より説明がありま

したが異議はございませんか。

全委員 (異議なし)

議 長 異議はございませんので、非農地証明願に関する件について当委員会は

承認と致します。

議案審議

議第8号 その他について

議 長 議題8号その他について事務局から説明をお願いします。

用松局長 (別紙議案のとおり)

議 長 それでは総括を進めたいと思います。

議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件につい

て、当委員会は承認といたします。

議題2号、農地利用集積計画(案)について当委員会は承認といたします。

議第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。

議題4号、事業計画変更による許可申請に関する件について当委員会 は許可といたします。

議題5号、農地法第4条第1項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。

議第6号、農地法第5条第1項に規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。

議第7号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。

以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。 以上を持ちまして、第2回定期総会を閉会いたします。